

# ご存知ですか？ 障害年金



## 障害基礎年金とは

病気や事故で障害が残り、日常生活に制限を受ける状態になった時は、障害年金が支給されます。障害の程度により1級と2級があります。

※初診日が厚生年金加入中であれば障害厚生年金。報酬部分が加算され3級まで支給されます(手続きは年金事務所)。

<b>1級</b>	<b>973,100円</b> (年額)	<b>2級</b>	<b>778,500円</b> (年額)
-----------	----------------------	-----------	----------------------

## 障害年金を受けられるための納付要件

1 20歳から初診日の前々月までに、保険料納付と免除等(納付猶予・学生納付特例含む)を合わせた期間が3分の2以上あること。

または

2 初診日の前々月より前の、直近1年間に未納がないこと。

- ※ 20歳前に初診がある場合については、納付要件はありません。
- ※ 初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診察を受けた日のことです。
- ★ 請求ができるのは国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある方、または初診日が60歳以上65歳未満で日本に住所を有している方が対象となります。ただし老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方はこの限りではありません。

## 特別障害給付金

任意加入であった次の期間に初診日があり、65歳の誕生日の前々日までに障害年金の1・2級に該当する方に給付されます。

<b>1級</b>	<b>49,500円</b> (月額)
<b>2級</b>	<b>39,600円</b> (月額)

- 平成3年3月以前に学生であった期間(定時制・夜間・通信制を除く)
- 昭和61年3月以前に厚生年金等に加入していた方の配偶者

## ～日本年金機構からのお知らせ～

### 平成25年10月分から年金額が改定となります!

現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年4月および平成27年4月に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

このため、平成25年10月分以降としてお支払する年金額は、4月から9月までの額から、マイナス1.0%の改定が行われます。

#### 〈年金額改定に関するQ&A〉

- 1. いつの年金支払いから適用されますか?**  
改定後の年金については、平成25年12月13日支払分(10月分・11月分)からの適用となります。
- 2. 新しい年金額のお知らせは、いつ送付されますか?**  
改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。年金額改定通知書は、12月13日の支払いに向け、原則として、年金振込通知書と一体となったお知らせ(ハガキ)で12月4日以降に日本年金機構から、順次、年金受給者に送付されます。

問合せ先: コザ年金事務所 ☎933-3439

## 知って納得!

## 国民年金特集

●平成25年度 国民年金保険料 (月額) 15,040円

**保険料納付は口座振替が便利でお得!**



月々の口座振替に早割制度があります。早割利用で月額50円割引!

初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分の保険料が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

#### 【口座振替で毎月納付】

12月分保険料	1月分保険料
15,040円	15,040円

#### 【口座振替を早割にすると】※1月分からの場合

12月分保険料	1月分保険料	2月分保険料
15,040円	14,990円	14,990円

翌月末引き落とし

2ヶ月分引き落とし  
当月末引き落とし

◆今まで口座振替していた方も早割に変更する場合には手続きが必要です。また、早割制度は随時お申し込みいただけます。  
※口座振替は月末引き落としです。月末が休業日の場合は、翌営業日に引き落とされます。

## 納付が困難な場合は免除申請があります!



保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る老齢年金や、障害年金が受けられない場合がありますので、納付が難しい場合は必ず免除の申請をしましょう。(所得制限あり)

1. 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人
2. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
3. 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
4. 震災・風水害・火災などの災害により、保険料を納めるのが困難な人
5. 厚生労働省が指定する学校の学生ではない人
6. 失業により、保険料を納めるのが困難な人

### ～免除の対象となる人～

※6の場合は、雇用保険の「離職票」などが必要になります。詳しくは年金係までご相談ください。

#### 免除の種類

免除の種類		月額保険料(平成25年度)
全額免除	納付なし	納付なし
4分の3免除	4分の1納付	3,760円 納付
半額免除	半額納付	7,520円 納付
4分の1免除	4分の3納付	11,280円 納付
全額納付	全額納付	15,040円 納付

### ～保険料の納め忘れにご注意下さい!～

\*免除が承認されても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると、未納扱いとなってしまいます。